

独立行政法人環境再生保全機構の事務・事業の見直し 当初案に関する各府省ヒアリング説明資料

.....独立行政法人環境再生保全機構の沿革等.....

【沿革等】

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、2つの特殊法人(環境事業団、公害健康被害補償予防協会)を統合して、平成16年4月1日に設立した独立行政法人。

環境行政の施策実施機関として、以下の業務を実施。

<実施業務>

- ①公害健康被害補償業務、②公害健康被害予防事業、③地球環境基金業務、
- ④PCB廃棄物処理助成業務、⑤最終処分場維持管理積立金管理業務、
- ⑥石綿健康被害救済業務、⑦債権管理回収業務

【組織体制等】

1)職員数

役員:6名(常勤5名、非常勤1名) 職員:160名(常勤143名、非常勤17名)

2)組織

1事務所(本部:川崎市)

7部(総務、経理、補償業務、予防事業、地球環境基金、石綿健康被害救済、事業管理)

1室(監査)、17課

平成25年9月17日
環境省

【中期目標の達成状況等】

第2期中期目標期間(H21～25)において定めた目標については、その全てについて、既に達成済みか又は達成見込みであり、年度毎の総合評価及び業務運営の効率化に関する事項の評価においても、いずれも「A」評価となっている。

なお、第2期計画期間において行った見直しのうち、主な事項は以下のとおり。

- ・大阪支部の廃止（H25年6月末）
- ・戸塚宿舎の国庫返納（H25年7月31日大臣認可）
- ・事務所面積の縮減（会議室等の縮減により事務所面積を13.6%削減）
- ・組織体制の合理化（課の再編を実施し4課削減）
- ・内部統制の強化（コンプライアンスマニュアルの作成やリスク管理の強化）
- ・地球環境基金業務の改善（助成事業については、国内では生物多様性の保全などの環境基本計画の重点分野等に、海外ではアジア太平洋地域に重点化。採択基準については、継続年数を3年とするなどの見直しを実施）

【見直し当初案の概要（事務事業の見直し）】

機構は、公益目的のために事業者等から徴収、積立て、出えんされた金銭や政府の出資や補助、地方公共団体の補助といった様々な性格の金銭を集め、これをそれぞれの制度の目的に従い分配する業務等を担っている。

今後とも、国の関与の下に、関係者及び国民の理解を得ながら、公平且つ确实・安定的にそれら金銭の分配、健康被害の予防、民間による環境保全活動等の推進のための事業を行うことが求められていることから、何れの事業についても、より効果的且つ効率的な業務の実施に努めつつ、引き続き、業務を実施することとする。

【見直し当初案の概要(事務事業の見直し[業務別詳細])】

＜公害健康被害補償業務＞

全国の汚染原因者から補償費用（賦課金）の徴収を行い、国からの交付金と併せて、事業を実施する地方自治体への事業費の配分業務等を行っているが、現在も約4万人もの認定患者に対して補償給付等を行っている状況から、事務事業の運営の合理化・適正化に努めつつ、引き続き業務を実施する。

＜公害健康被害予防事業＞

昭和62年の公健法改正により、地域の総合的な環境保健施策の推進として創設されたものであり、補償と一体として運営されるべく、機構に、排出事業者からの拠出金や国の出資金等からなる基金を設置し事業を実施しており、補償業務と同様に、事務事業の運営の合理化・適正化に努めつつ、引き続き業務を実施する。

＜地球環境基金業務＞

環境基本法や第4次環境基本計画等において、国の責務で実施するべきとされている民間団体等における環境保全活動の推進を図るため、機構に、国の出資や個人・企業等の寄付からなる基金を設置し事業を実施している。民間団体による環境保全活動の持続的発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、引き続き事業を実施する。

＜PCB廃棄物処理助成業務＞

中小企業が保有するPCB廃棄物を円滑に処理するため、機構に、国及び都道府県からの補助金と産業界等民間からの出せん金からなる基金を設置し、中小企業等に必要な助成を行っている。PCBの処理期限は、平成39年3月とされており、事務事業の運営の合理化・適正化に努めつつ、引き続き業務を実施する。

＜最終処分場維持管理積立金管理業務＞

廃棄物最終処分場の埋立終了後における適切な維持管理を確保するため、最終処分場の設置者からの費用の積立て及び取り戻し等の管理を行っており、事務事業の運営の合理化・適正化に努めつつ、引き続き業務を実施する。

＜石綿健康被害救済業務＞

石綿健康被害の救済を行うため、機構において、国からの交付金、自治体及び特別事業主からの拠出金、労災保険からの交付金からなる基金を設置し事業を実施している。当面、石綿健康被害者が増加する傾向にあると見込まれることから、基金の適正な管理等を行いつつ、引き続き適正な認定・支給等の業務を行う。

＜債権管理回収業務＞

旧環境事業団から引き継いだ債権の管理回収業務を行っており、事務事業の運営の合理化・適正化に努めつつ、引き続き業務を実施する。

【見直し当初案の概要（組織の見直し）】

当省では、所掌業務が年々拡大し、慢性的な業務過多に陥っており、独立行政法人制度の改革に対する基本的な考え方でも示された「効率的で質の高い行政の実現」に阻害が生じかねない状況となっている。

このため、当省では、現在、本省で実施する事務事業について、企画部門と切り離し執行部門として専属して行った方が効率的な業務はないか、又は、企画部門の強化のため、現在、企画部門の業務と併せて行われている執行部門の業務をアウトソーシングできる業務はないか検討を行っているところ。

環境省の政策実施機関としての本法人の位置づけを明確にしつつ、第3期中期計画期間中を含め、適宜適切なタイミングで、法人への新たな業務の追加及びそれに必要な組織体制の整備を行っていきたいと考えている。

【見直し当初案の概要（運営の効率化及び自立化の見直し）】

● 随意契約の見直し

・引き続き、外部有識者等により構成される契約監視委員会による定期的な点検見直しの実施

● 給与水準の適正化

・国家公務員の給与削減率を上回る削減など、法人独自の給与水準低減のための各種取組を実施してきたところであり、引き続き、国家公務員の水準と比して適切な給与水準となるよう必要な措置を講じる。

● 自己収入の増大

・地球環境基金については、引き続き、募金活動を強化することにより、基金の造成に努める。

● 官民競争入札等の導入

・汚染負荷量賦課金の徴収業務の一部について、引き続き業務委託を実施する。